

盛川の河川環境保全に係る確認事項

平成 28 年 11 月 30 日に開催した第 2 回盛川内水面漁業振興協議会において、盛川の河川環境の保全を図るため、関係機関は次のとおり取り組むことを確認した。

- 1 岩手県採石工業組合は、盛川流域に所在する傘下の採石事業者に対して、アユの解禁前及び解禁日には、濁水の防止対策について、特段の注意を払うよう指導する。
- 2 岩手県採石工業組合は、盛川流域に所在する傘下の採石事業者に対して、盛川の水質環境に影響を及ぼすリスクがある大規模工事を行う場合は、その内容について盛川漁業協同組合に対して周知するとともに、必要に応じて意見交換を行うよう指導する。
- 3 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市都市整備部建設課は、河川工事（災害復旧工事を含む）に際して、計画段階で盛川漁業協同組合に情報を提供する。
- 4 大船渡市商工港湾部商工課は、盛川流域で実施する岩石採取場災害パトロールの河川汚濁に関する調査結果について、盛川漁業協同組合に情報を提供する。

平成 28 年 11 月 30 日

盛川内水面漁業振興協議会